

水色のページは
東日本大震災被災者世帯の
入居資格等を記載しています。

- ・東日本大震災被災者世帯として申込みを希望する方は、入居資格（196～200ページ）にあてはまるかお確かめのうえ、申込書の両面を記入し申込みしてください。
- ・申込書「2 申込区分」は202～203ページでお確かめください。

東日本大震災被災者世帯の申込み

1 対象となる方

申込者および同居親族（パートナーを含む。※詳細は3ページをご覧ください。）が下表の資格要件のいずれかにあてはまり、そのことを被災当時住んでいた自治体が発行する「居住実績証明書」・「罹災証明書」で証明できること。

なお、東日本大震災とは平成23年3月11日に発生した震災をさします。

被災の内容		資格要件
東日本大震災被災者	①住宅が滅失した方	居住していた住宅が、半壊以上の程度で損壊する被害を受けた方であること。 なお、住宅の損壊の程度が全壊でない場合は、その住宅を取り壊し済みであることが必要です。ただし、アパート等の賃借人が自己都合によらず退出せざるをえなくなった場合を除きます。 ⇒196ページをお確かめください。
	②居住制限者	申込期間中に福島県東京電力原子力事故による避難指示区域に指定されている地域に存する住宅に、居住していた方。 ⇒197ページをお確かめください。
	③支援対象避難者（全員避難）	・申込期間中に福島県東京電力原子力事故による支援対象地域に指定されている地域に存する住宅に、居住していた方。 ・居住実績証明書に記載される世帯の構成員のうち、申込期間に申込者と生計を一にしている親族全員が、東京都などの支援対象地域外に避難していること。 ⇒198ページをお確かめください。
	④支援対象避難者（一部避難）	・申込期間中に福島県東京電力原子力事故による支援対象地域に指定されている地域に存する住宅に、居住していた方。 ・居住実績証明書に記載される世帯の構成員のうち、申込期間に申込者と生計を一にしている親族が、現に東京都と支援対象地域に分かれて居住しており、都営住宅の入居に際してもその状態を継続すること。 ⇒199ページをお確かめください。

【被災対象地域一覧】

被災の内容		対象地域		
東日本大震災被災者	②居住制限者	避難指示区域	福島復興再生特別措置法第27条に規定する区域です。申込期間に避難指示区域に指定されている地域については、お住まいだった市町村にお問い合わせください。	
	③④支援対象避難者	支援対象地域 ※避難指示区域を除いた地域	福島県中通り 福島市、郡山市、白河市、須賀川市、二本松市、田村市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村、鏡石町、天栄村、西郷村、泉崎村、中島村、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、鮫川村、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、三春町、小野町	福島県浜通り いわき市、相馬市、南相馬市の一部、広野町、楢葉町、富岡町の一 部、川内村、大熊町の一 部、双葉町の一 部、浪江町の一 部、葛尾村の一 部、新地町、飯舘村の一 部

※東日本大震災の被災対象地域は令和5年4月25日現在のものです。

①住宅が滅失した方については、地域の指定はありません。

2 申込書と封筒

使用する申込用紙と封筒は、全ての方が共通のものです。記入例（204～207ページ）を参考に、申込書両面の太線枠内に必要事項を記入してください。

3 申込区分

東日本大震災により被災した方については、一般的の申込者とは別の申込区分番号があります。入居資格をお確かめのうえ、202～203ページの一覧表から、あてはまる番号を申込書に記入してください。

4 優遇抽せん

- (1) 優遇抽せんと抽せん方法については、34～37ページをお読みください。
(2) 単身で申込みする場合は、優遇抽せんがありません。
(3) 2人以上の家族で、優遇抽せんがある地区に申込みする場合、すべての世帯を優遇倍率5倍とします。ただし、乙優遇の資格にあてはまるときは、優遇倍率7倍で申込みできます。
※優遇抽せんがあるのは、申込地区番号が□で囲まれており「優遇あり」と書いてある地区です。
※優遇抽せんは、申込書の申込区分欄に、あてはまる申込区分番号をひとつだけ記入することにより、正しく受け付けされます。

5 入居期間について

原則として、入居期間に制限はありません。ただし、定期使用住宅に入居した方および入居後に39ページに記載の収入超過者あるいは高額所得者と認定された方を除きます。

6 使用料のしくみ

使用料のしくみについては、39ページをお確かめください。
年間所得金額に応じた使用料は、次の表を参考にしてください。

例：下の住宅に2人世帯が申込みする場合の使用料

入居人数	申込地区番号	住宅名(代表的な所在地) 主な交通機関	募集戸数	間取り 専用面積 (m ²)	建設年度 エレベーター	使用料 (円)	仕様等	参考倍率
2人以上	○○五丁目 ○○区○○5-1 東京メトロ△△線「○○」駅下車徒歩10分 優遇あり	○○五丁目 ○○区○○5-1 東京メトロ△△線「○○」駅下車徒歩10分	1	3DK 42	昭和46 有	25,300 ～49,600		24.0

所得区分	特別区分							収入超過	
	一般区分				5区分				
	1区分	2区分	3区分	4区分	5区分	6区分	7区分	8区分	
2人世帯の年間所得金額	0円 1,628,000円	1,628,001円 1,856,000円	1,856,001円 2,048,000円	2,048,001円 2,276,000円	2,276,001円 2,612,000円	2,612,001円 2,948,000円	2,948,001円 3,488,000円	3,488,001円 _____	
例の住宅の使用料	25,300円	29,200円	33,400円	37,600円	43,000円	49,600円	58,100円	67,000円	

申込地区一覧の使用料欄には1区分と6区分の額を記載しています。

7 その他

募集の概要など、一般的の申込みと共通のご説明がありますので、2～41ページを必ずお読みください。

東日本大震災被災者世帯の入居資格

1 東日本大震災により滅失した住宅に居住していた方

次の（1）～（4）のすべてにあてはまることが必要です。

- （1）申込者が申込期間に東京都内に居住していること、かつ同居親族がいること。

単身の方は、被災者世帯としての申込みはできません。単身者向の入居資格（18～19ページ）をお確かめのうえ、申込区分番号は単身者の申込区分表（22ページ）からあてはまるものを選んでください。申込書は表面のみ記入してください。

- （2）申込者および同居親族が、東日本大震災により、平成23年3月11日において居住していた住宅が、滅失する被害を受けた方であること。ここでいう滅失とは、全壊・全流出・全焼に加え、大規模半壊・半壊であって取り壊し済みとなったものをいいます。

なお、居住していた住宅がアパート等で、大規模半壊・半壊したが取り壊し済みでない場合は、賃借人が自己都合によらず退出せざるをえなくなったことの証明が必要です。

住宅の損壊の程度が一部損壊以下である場合は、東日本大震災被災者世帯としての申込みはできません。

また、次のアまたはイにあてはまる方は、この要件を満たしているものとみなしますが、アまたはイにあてはまる方のみでの申込みはできません。

ア 平成23年3月11日以降に、婚姻または出生等により増員となった親族。

イ 平成23年3月11日において居住していた住宅は罹災していないが、東日本大震災により滅失した住宅に居住していた方と生計を一にしていた親族。

- （3）（1）および（2）のことが、住民票の写し、自治体の発行する罹災証明書、取り壊し証明書等で証明できること。

- （4）家族向の入居資格（16～17ページ）にあてはまること。入居資格の緩和はありません。

2 福島県東京電力原子力事故による居住制限者

1 申込みできる方

次の（1）～（4）のすべてにあてはまることが必要です。

（1）申込者が申込期間に東京都内に居住していること。単身で申込みする方は、東京都内に継続して3年以上居住していること。

（2）申込者および同居親族が、居住制限者であること。

なお、次のアまたはイにあてはまる方は、居住制限者とみなしますが、アまたはイにあてはまる方のみでの申込みはできません。

ア 平成23年3月11日以降に、婚姻または出生等により増員となった親族。

イ 平成23年3月11において、避難指示区域にある住宅に居住していなかったが、居住制限者と生計を一にしていた親族。

（3）（2）のことが、住民票の写し、住宅の存する市町村が発行する罹災証明書等で証明できること。

（4）都営住宅の入居資格（16～19ページ）にあてはまること。ただし、次のとおり一部緩和があります。

2 入居資格について

都営住宅の入居資格のうち、次の点を緩和します。

（1）申込者が東京都内に居住していることの証明について

住民票の写しによる証明が困難な場合は、住民票の写しにかわる他の公の証明等により証明できることが必要です。

（2）所得について

家族・単身者ともに、26ページの所得基準表は適用しません。したがって、所得金額にかかわらず申込みできます。ただし、都営住宅の使用料は世帯の所得金額によって決まりますので、申込書の所得金額や勤務先などの欄は必ずご記入ください。

（3）単身で申込みする方の年齢等について

18ページ単身者向の入居資格「3 次の資格要件のいずれかにあてはまる」とは適用しません。したがって成年者であれば年齢や身体障害者手帳の有無などにかかわらず申込みできます。

（4）住宅または土地の所有について

申込者および同居親族に、住宅または土地を所有している方がいる場合でも、申込期間に避難指示区域に指定されている地域内のものについては、所有していないものとみなします。

3 その他

申込期間に避難指示区域に指定されている地域に住宅または土地を所有している場合で、入居後に、その地域が避難指示区域の指定から外れ、さらに支援対象地域にも指定されないこととなったときは、住宅または土地の所有について、通常の入居者と同様に取り扱います。

3 福島県東京電力原子力事故による支援対象避難者（全員避難）

1 申込みできる方

次の（1）～（5）のすべてにあてはまることが必要です。

（1）申込者が申込期間に東京都内に居住していること。単身で申込みする方は、東京都内に継続して3年以上居住していること。

（2）申込者および同居親族が、支援対象避難者であること（居住実績証明書で証明できることが必要です。）。

なお、次のアまたはイにあてはまる方は、支援対象避難者とみなしますが、アまたはイにあてはまる方のみでの申込みはできません。

ア 平成23年3月11日以降に、婚姻または出生等により増員となった親族。

イ 平成23年3月11において、支援対象地域にある住宅には居住していなかったが、支援対象避難者と生計を一にしていた親族。

（3）居住実績証明書に記載される世帯の構成員のうち、申込期間に申込者と生計を一にしている親族全員が、東京都などの支援対象地域外に転出していること。

（4）申込者および同居親族に、他の親族の公営住宅入居に際し、所得金額の合計額を2分の1にした額を世帯の所得金額とみなす特例措置における所得合計の対象となっている方がいないこと。ただし、他の親族が入居している公営住宅が下表にあてはまり、その親族全員を含めて都営住宅に申込みする場合を除きます。

区分	資格要件
住宅が狭い	お住まいの住宅の住戸専用面積が18ページの入居資格基準表にあてはまること。
通勤時間が長い	通勤時間が片道90分以上かかっており、都営住宅に入居することにより片道30分以上短縮されること。ただし、身体障害者手帳の交付を受けている方は、通勤時間が片道60分以上かかっていれば対象とします。
居室内の段差が日常生活に著しい支障をきたす	歩行障害が著しい高齢者または障害者で、敷居、浴室、トイレ等に段差があるため、居室内の移動に介護者等を必要としていること。 ※申込みできる住宅は、エレベーターのあるスーパーリフォーム住宅およびパリアフリー仕様住宅のみです（地区一覧の仕様等欄でお確かめください。）。なお、スーパーリフォーム住宅は、居室のみ段差を解消しており、玄関・浴室・トイレ等には多少の段差があります。またエレベーター欄が「一部有」の地区を申込みした場合は、エレベーターがある棟にあき家ができるまでお待ちいただきますので、あせんまで時間がかかることがあります。

（5）都営住宅の入居資格（16～19ページ）にあてはまる。ただし、次のとおり、一部緩和があります。

2 入居資格について

都営住宅の入居資格のうち、次の点を緩和します。

（1）申込者が東京都内に居住していることの証明について

住民票の写しによる証明が困難な場合は、住民票の写しにかわる他の公の証明等により証明できることが必要です。

（2）住宅または土地の所有について

申込者および同居親族に、住宅または土地を所有している方がいる場合でも、申込期間に支援対象地域に指定されている地域内のものについては、所有していないものとみなします。

3 その他

申込期間に支援対象地域に指定されている地域に住宅または土地を所有している場合で、入居後に、その地域が支援対象地域の指定から外れたときは、住宅または土地の所有について、通常の入居者と同様に取り扱います。

4 福島県東京電力原子力事故による支援対象避難者（一部避難）

1 申込みできる方

次の（1）～（5）のすべてにあてはまることが必要です。

（1）申込者が申込期間に東京都内に居住していること。単身で申込みする方は、東京都内に継続して3年以上居住していること。

（2）申込者および同居親族が、支援対象避難者であること（居住実績証明書で証明できることが必要です。）。

なお、次のアまたはイにあてはまる方は、支援対象避難者とみなしますが、アまたはイにあてはまる方のみでの申込みはできません。

ア 平成23年3月11日以降に、婚姻または出生等により増員となった親族。

イ 平成23年3月11日において、支援対象地域にある住宅には居住していなかったが、支援対象避難者と生計を一にしていた親族。

（3）居住実績証明書に記載される世帯の構成員のうち、申込期間に申込者と生計を一にしている親族が、現に東京都と支援対象地域に分かれて居住しており、都営住宅の入居に際してもその状態を継続すること。

一部避難の申込みができる世帯の例：

母と子が東京都内に避難していて都営住宅に申込み、父は現に支援対象地域に居住しており今後も同地域に居住する。

（4）申込者および同居親族に、他の親族の公営住宅入居に際し、所得金額の合計額を2分の1にした額を世帯の所得金額とみなす特例措置における所得合計の対象となっている方がいないこと。ただし、他の親族が入居している公営住宅が前ページ1（4）の表にあてはまり、その親族全員を含めて都営住宅に申込みする場合を除きます。

（5）都営住宅の入居資格（16～19ページ）にあてはまる。ただし、次のとおり、一部緩和があります。

2 入居資格について

都営住宅の入居資格のうち、次の点を緩和します。

（1）申込者が東京都内に居住していることの証明について

住民票の写しによる証明が困難な場合は、住民票の写しにかわる他の公の証明等により証明できる必要があります。

（2）夫婦が別居する申込みについて

被災したことにより、夫婦が東京都と支援対象地域とに別れて居住している場合に限り、夫婦別居のままで申込みできます。

（3）所得について

申込者および同居親族の所得金額を2分の1にした額を世帯の所得金額とみなします。申込書の表面6に合計所得金額（A）、特別控除金額合計（B）、差引所得金額（A）－（B）などの欄がありますが、これとは別の計算をする必要があります。次のア～オの手順に沿って所得を計算してください。

ア 所得計算の対象となるのは、次のa～cにあてはまる方全員です。aの方については申込書の表面、bおよびcの方については申込書の裏面に計算結果を記入してください。

a 申込者および同居親族

b aの方の配偶者で現に支援対象地域に居住している方

c aの方を所得税・個人住民税の関係で扶養親族としている方およびその配偶者で、現に支援対象地域に居住している方

- イ 27~32ページを参考にして、a～cの方一人ひとりの所得金額を計算します。
このとき、aの方で、特別控除のうち寡婦控除・ひとり親控除の要件にあてはまる方がいるときは、その方自身の所得金額から控除額を差し引いておきます。
- ウ a～cの方の全員の所得金額を合計し、2分の1にします。
- エ 特別控除額を計算します。a～cの方に老人扶養控除・特定扶養控除・障害者控除・特別障害者控除の要件（32ページの1に記載）にあてはまる方がいるか確かめ、控除額を合計します。ただし、bおよびcの方は、aの方に扶養されていなければ特別控除の対象になりませんのでご注意ください。また、特別控除額は2分の1にする必要はありません。
- オ ウ（2分の1にした所得金額）からエ（寡婦控除・ひとり親控除以外の特別控除額）を差し引いた額が世帯の所得金額です。26ページの所得基準表にあてはめ、家族人数に応じた所得金額の範囲内でお確かめください。家族人数については33ページをお読みください。

（4）住宅または土地の所有について

a～cの方に、住宅または土地を所有している方がいる場合は申込みできません。ただし、申込期間に支援対象地域に指定されている地域内のものについては、所有していないものとみなします。

3 申込書記入上の注意

- （1）申込者は、都営住宅に入居する方です。支援対象地域に居住している方は申込者にはなれません。
- （2）申込書裏面13の欄を必ず記入してください。ここの記入がないと、申込みが無効になる場合があります。
- ア 居住実績証明書に記載される世帯の構成員のうち、申込期間に申込者と生計を一にしている親族で、現に支援対象地域に居住しており、都営住宅に入居せず支援対象地域にとどまる方全員を記入してください。
- イ 左端の「入居する方との関係」は、1～3のうちあてはまる番号に○をつけてください。

- | |
|-------------------------|
| 1 入居する方の配偶者 |
| 2 入居する方を扶養している方およびその配偶者 |
| 3 それ以外の方 |

ウ 続柄は、表面3の申込者から見た関係を記入してください。

4 その他

申込者および同居親族の所得金額の合計額を2分の1にした額を世帯の所得金額とみなす特例措置の対象となった方は、入居後の使用料も、この2分の1にした額をもとに決定されます。

ただし、申込者と生計を一にする親族の一部の方が都営住宅に居住し、ほかの一部の方が支援対象地域に居住している状態が解消された場合や、平成23年3月11日においてお住まいだった地域が、支援対象地域の指定から外れた場合等は、この特例措置は終了とします。それに伴い、使用料も変動することがありますので、あらかじめご了承ください。

また、申込期間に支援対象地域に指定されている地域に住宅または土地を所有している場合で、入居後に、その地域が支援対象地域の指定から外れたときは、住宅または土地の所有について、通常の入居者と同様に取り扱います。

被災者世帯の優遇倍率と申込区分

- 次の表で優遇倍率と申込区分をお確かめのうえ、ご自身の世帯にあてはまる申込区分番号をひとつ選び申込書に記入してください。
- 入居資格の緩和がある場合がありますので必ず196～200ページおよび16～19ページで入居資格をお確かめください。

家族（2人以上）で申込みする方

住宅の種類	優遇抽せん 制度	申込区分	被 災 の 内 容			
			東 日 本 大 震 災			
			(1) 住宅が滅失した方	(2) 居住制限者	(3) 支援対象避難者 (全員避難)	(4) 支援対象避難者 (一部避難)
			申込区分番号			
<白のページ> 一般募集住宅のうち「優遇あり」と書いていない住宅	なし 抽せん番号 1つ	一般世帯	201	301	401	501
<オレンジのページ> 居室内で病死等があった住宅	あり (甲優遇) 抽せん番号 5つ	甲優遇世帯 下記の乙優遇以外の方すべて ※優遇資格一覧表甲優遇の資格（34ページ）にあてはまらなくても、5倍優遇を適用します。	202	302	402	502
<白のページ> 一般募集住宅のうち「優遇あり」と書いてある住宅 申込地区番号 00000 優遇あり	あり (乙優遇) 抽せん番号 7つ ※優遇資格一覧表の乙優遇の資格(35ページ)をお確かめください。	父子世帯 母子世帯 高齢者世帯 心身障害者世帯 多子世帯 (子供3人以上) 生活保護または中国残留邦人支援給付受給世帯 小さな子供(2人以上)のいる世帯	203 204 205 206 207 208 209	303 304 305 306 307 308 309	403 404 405 406 407 408 409	503 504 505 506 507 508 509
<きみどりのページ> 若年夫婦・子育て世帯（定期使用住宅）	なし 抽せん番号 1つ	若年夫婦・子育て世帯 (定期使用)	222	322	422	523

単身で申込みする方

住宅の種類	優遇抽せん 制度	申込区分	被災の内容			
			東日本大震災			
			① 住宅が滅失した方	② 居住制限者	③ 支援対象避難者 (全員避難)	④ 支援対象避難者 (一部避難)
			申込区分番号			
<白のページ> 一般募集住宅 <オレンジのページ> 居室内で病死等 があった住宅 いずれも「 <u>単身可</u> 」 と書いてある地区の み申込みできます。	なし 抽せん番号 1つ	身体障害者 (1~4級) 生活保護または 中国残留邦人支援 給付受給者 海外からの引揚者 ハンセン病療養所 入所者等 60歳以上 精神障害者 (1~3級) 知的障害者 (1~4度) DV被害者	313 单身者の 区分はあ りません。 左記申込 区分の要 件がなく ても申込 みできま す。	413	513	
				414	514	
				415	515	
				416	516	
				417	517	
				419	519	
				420	520	
				421	521	

- ・被災の内容が①にあてはまる単身の方は、一般の方と同じ申込区分番号を使用していただきます。
22ページで申込区分をお確かめになり、あてはまる申込区分番号を申込書に記入してください。
- ・被災の内容が②～④の単身の方は、それぞれ入居資格の一部を緩和します。
单身者の入居資格（18～19ページ）および緩和の内容をお確かめのうえ、お申込みください。
*緩和内容の確認ページ
 - ② 居住制限者……………197ページ
 - ③ 支援対象避難者（全員避難）……198ページ
 - ④ 支援対象避難者（一部避難）……199～200ページ

申込書（表面）の書き方

次ページの対応する番号の注意事項をお確かめのうえ、太線枠内を記入してください。

すべての方共通でこの申込書にてお申込みいただけます。一般の方は表面のみ、東日本大震災被災者世帯の方は表面と裏面をご記入ください。
申込書は、折りたたんで所定の封筒に入れ、84円切手を必ず貼り、郵送にてお申込みください。

5年11月 公募 都営住宅使用申込書

令和5年 11月 日
東京都知事殿

私は、東京都営住宅条例に基づく都営住宅を使用したいので、申込みます。

なお、この申込書の記載内容が事実と相違するとき、又は申込者（現に同居し、又は同居しようとする親族またはパートナーシップ関係にある方を含む。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であるときは、使用予定者の決定を取り消されても異議ないことを誓約いたします。

また、許可の上は、申込者（同居するものも含む。）が暴力団員であることが判明したときは、速やかに住宅を明け渡すことを誓約いたします。

暴力団員であるか否かの確認のため、警視庁へ照会がなされることに同意します。

・太線枠内ののみ、必ず記入してください。記載事項の変更はできませんので注意してください。

受付番号	切手料金
公募区分 202311	02 あき家 12 パワフロー 82 定期使用 99 事務

9 抽せん区分

11

切手貼付欄

（63円切手2枚をはがれないように
のりでしっかりと貼ってください。）
※テープで貼らないでください。

1 入居を希望する申込地区番号を記入してください。

1 申込地区番号 0 8 0 2 8 1世帯で2通以上の申込み（重複申込み）は、すべて無効となります。番号は5桁で判読できるように記入してください。

2 申込区分の中から、該当する申込区分を一つだけ選び、その番号を記入してください。

2 申込区分 5 0 2 募集のご案内の22~25ページで申込区分を確認し、その番号を3桁で判読できるように記入してください。

3 申込者について記入してください。なお、この方が都営住宅使用許可後の名義人となります。

郵便番号	163-8001	電話番号	03-1234-5678	平日の印字に連絡のつく電話番号
申込者現住所	東京都新宿区西新宿2-8-1			
	東京荘103号室			
氏名	フリガナ 東京	姓 氏	名 直子	生年月日 大正昭和平成 51年12月5日 満(46)歳
日本での通称名 がある方				

4

都内居住年数	
現住所を含めて都内に継続して居住している年数を記入してください	3年
現住所は建物名まで必ず記入してください。	
生年月日	
大正昭和平成 51年12月5日 満(46)歳	

4 上の3の方が外国人である場合、記入してください。

在留資格	在留期間	年	月	日から	年	月	日

5 上の3の方の現在の同居親族の数と、都営住宅に入居する方の人数を記入してください。

現在、申込者を含め、4人で暮らしており、都営住宅には4人（下の6に記入する申込者を含めた合計人数）で入居する予定です。

統柄番号表

統柄	番号	統柄	番号
夫	11	祖父	62
妻	12	祖母	63
未届の夫	13	兄	71
未届の妻	14	弟	74
子(男)	29	姉	81
子(女)	39	妹	84
孫	41	婚約者	15
父	51	パートナー	17
母	52	その他	96

〔職業欄の例〕
会社員・パート・アルバイト・自営・年金・
休職中・無職・求職中・生活保護など

6 都営住宅に入居するすべての方について、記入してください。統柄と番号は、あてはまるものを右上の「統柄番号表」から選択し、記入してください。

入居人番号	氏名	統柄 (統柄番号)	生年月日	年間所得金額	特別控除(○で囲む)	申込時点の勤務先又は学校の名称及び所在地並びに勤務(開業)開始年月日	職業
1 申込者	フリガナ 東京一郎	本人 (01)	上記3で確認できま すので、記入の必要 はありません。	26~31ページで計算 700,000円	1老人扶養 2特定扶養 3障害者 4特別障害者 5寡婦 6ひとり親	所在地 新宿区西新宿○-○-○ 勤務(開業)開始年月日 昭和平成 30年12月1日 令和	パート
2	トウキヨウイチロウ	子 (29)	大昭和年月日生 令(満14歳)	26~31ページで計算 0円	1老人扶養 2特定扶養 3障害者 4特別障害者 5寡婦 6ひとり親	所在地 新宿区西新宿○-○-○ 勤務(開業)開始年月日 昭和平成 30年12月1日 令和	学生
3	トウキヨウハナコ	子 (39)	大昭和年月日生 令(満11歳)	26~31ページで計算 0円	1老人扶養 2特定扶養 3障害者 4特別障害者 5寡婦 6ひとり親	所在地 新宿区西新宿○-○-○ 勤務(開業)開始年月日 昭和平成 30年12月1日 令和	学生
4	コウシャキヨウコ	母 (52)	大昭和年月日生 令(満74歳)	26~31ページで計算 300,000円	1老人扶養 2特定扶養 3障害者 4特別障害者 5寡婦 6ひとり親	所在地 新宿区西新宿○-○-○ 勤務(開業)開始年月日 昭和平成 30年12月1日 令和	年金
5	コウシャキヨウコ	母 (52)	大昭和年月日生 令(満74歳)	26~31ページで計算 0円	1老人扶養 2特定扶養 3障害者 4特別障害者 5寡婦 6ひとり親	所在地 新宿区西新宿○-○-○ 勤務(開業)開始年月日 昭和平成 30年12月1日 令和	
6	コウシャキヨウコ	母 (52)	大昭和年月日生 令(満74歳)	26~31ページで計算 0円	1老人扶養 2特定扶養 3障害者 4特別障害者 5寡婦 6ひとり親	所在地 新宿区西新宿○-○-○ 勤務(開業)開始年月日 昭和平成 30年12月1日 令和	
年間所得金額合計(A)				1,000,000円	特別控除 金額合計(B) 0円	差引所得金額 (A)-(B) 0円	26~31ページで計算 1,000,000円

7 申込者又は同居親族の所得税法上の扶養親族で、都営住宅に入居しない方がいる場合には、その氏名を記入してください。

氏名	氏名	氏名	氏名	氏名

8 現在お住まいの住宅の状況について、記入してください。※東日本大震災等被災者の方で、仮設住宅として提供を受けている住宅にお住いの方は、17その他に「仮設住宅」と記入してください。

50,000

住宅の種類	③賃貸アパート ○をつけてください (1K, 2DK等と記載してください。)	4賃貸マンション 5借家 6親族の持家 7UR賃貸住宅 8公社住宅 9社宅・寮 10都民住宅・区市民住宅 11区市町村常住家 12都営住宅 13自分持家 14母子生活支援施設 15時収容施設 16借問 17その他()	家賃 (共益費・駐車場料金等除く)	月額 68,000円
間取 り (1K, 2DK等と記載してください。)	2	K・DK・LDK	左の欄のK・DK・LDKを除いた部分の戸数の合計	合計 12 戸

※住宅が狭いことを理由とした、都営住宅等の公的住宅からの申込及び世帯を分離する申込みの方のみ記入してください。

所得基準を超える場合は
申込みできません。
募集のご案内26ページの
所得基準を必ずご確認
ください。

9 都営住宅に入居する方の中に、階段の上り下りが困難な方はいらっしゃいますか。○を付けてください。

いません	歩行困難な人がいます	車いす使用者がいます
------	------------	------------

※「はい」に○をついた方は、次のアーウのいずれかに○を付けてください。

- 1 ア 著しく老朽化し、かつ法的に再建築が困難で取壟し予定。
- 2 イ 差押、正当な事由により立ち退き請求等を受けており、住宅または土地の所有者でなくなる。
- 3 ウ アとイ以外の理由。

一般の方は、以上で終了です。

東日本大震災被災者の申込区分を選んだ方は
裏面へ続きます。

① 申込地区番号

申込地区一覧(43ページ以降)から地区をひとつ選び、番号を5桁でていねいに記入してください。
各申込地区的入居人数と⑤および⑥で記入する都営住宅に入居する人数があつてはいけないと受付できませんのでご注意ください。

② 申込区分番号

入居資格および202～203ページの一覧表をお確かめください。

③ 申込者

氏名は住民票と同じ表記でていねいに記入してください。文字が読み取れないと氏名・住所を正しく登録できず、受け付け不能や郵便物不達などの原因となります。

現住所は、実際に住んでいる住所を記入してください。

氏名のフリガナも必ず記入してください。外国人の方もカタカナで記入してください。

④ 都内居住年数

現住所を含めて、申込み時点で東京都に継続して住んでいる年数を記入してください。居住年数が1年未満の場合は1年と記入してください。単身で申込みの方は、この年数が3年以上あることが必要です。

⑤ 同居親族の人数、都営住宅に入居する人数

どちらも申込者を含めた人数を記入してください。

妊娠中の方がいる場合、申込期間に生まれていない子は入居人数に加えないでください。ただし、出生後は都営住宅に入居できます。

⑥ 氏名・フリガナ・続柄・続柄番号

都営住宅に入居する親族全員について、氏名は住民票と同じ文字でていねいに記入し、フリガナも省略せずに記入してください。

続柄は、申込者からみた関係を、続柄番号表から続柄と番号を記入してください。ここに書かれた方以外は入居できません。ただし、申込期間後に出生した子は入居できます。

続柄番号表「96 その他」の場合は、具体的な続柄も記入してください。

⑦ 年間所得金額・特別控除金額

所得の種類に応じて、ひとりずつ所得金額を計算してください。(28～31ページ)

上記の所得計算の結果、所得がある方は、特別控除の内容と金額をお確かめください。(32ページ)

入居資格審査のときに詳しく確認しますので、わかる範囲で記入してください。

⑧ 職業

高校生以上の方については、空欄にせず、会社員、派遣、パート、アルバイト、学生、自営、事業専従者、休職中、無職、求職中、生活保護、などと記入してください。年金を受け取っている方は、「年金」と記入してください。

⑨ 申込者の現在のお住まいについて

- ・応急仮設住宅として提供を受けている住宅にお住まいの方は、「17 その他」に「仮設住宅」と記入してください。
- ・入居資格審査のときに詳しく確認しますので、わかる範囲で記入してください。

⑩ 書き間違えたときの訂正方法

例のように、訂正部分を二重線で消し、余白に正しいものを記入してください。訂正印は不要です。

⑪ 切手貼付欄（切手は未使用で汚損・破損のないものに限ります。）

抽せん番号・抽せん結果をはがきで通知する際の郵便料金として、郵便局への支払いに使用します。はがれないうにしっかりと貼り付けてください。切手を貼っていない、料金が不足している、日本郵便株式会社発行の切手以外のもの（はがきに印刷された料金部分を切りとったものや収入印紙、外国の切手など）が貼られているなどの申込みは、通知はがきを送付しません。

申込書（裏面）の書き方

次ページの対応する番号の注意事項をお確かめのうえ、太線枠内を記入してください。

東日本大震災 被災者の方のみ記入してください。 注)一般の方はこの面は記入しないでください。

入居資格や申込書の書き方等について……募集のご案内の 193~207 ページでお確かめください。

申込区分番号（記入箇所は申込書の表面「2」）について……202~203 ページでお確かめください。

11 被災當時に居住していた住宅について記入してください。

被災した 当時の住所 12	福島 県	福島 市	杉妻 区町村	○をつけてください。 ○自己所有 親族の持家 ○賃貸住宅 その他
	○ - ○	福島荘201号室	同居していた 人数	6 人

募集のご案内 202~203 ページの申込区分の被災の内容が、「①住宅が滅失した方、②居住制限者」である方が記入する箇所は以上です。
被災の内容が、「③、④支援対象避難者（全員避難・一部避難）」である方は、以下についても記入してください。

申込区分の被災の内容が「③、④支援対象避難者（全員避難・一部避難）」である方のみ記入してください。

12 平成 23 年 3 月 11 日における世帯構成員の中に、収入認定の特例（年間所得金額の 2 分の 1 の額を所得金額とみなす措置）を受けて、公営住宅に入居している方がいますか。
あてはまるものを○で囲んでください。

いません 1	います 2
-----------	----------

申込区分の被災の内容が「④支援対象避難者（一部避難）」である方のみ記入してください。

13 平成 23 年 3 月 11 日における世帯構成員で、申込期間に都営住宅の申込者と同一生計である方の中に、現に福島県の支援対象地域にお住まいであり、都営住宅に入居しない方がいる場合は
その方全員について記入してください。

あてはまる番号に○を付けてください。

- 1 入居する方の配偶者
- 2 入居する方を扶養している方およびその配偶者
- 3 それ以外の方

→ 続柄は、都営住宅の申込者（表面3の方）からみた続柄を記入してください。（表面の「続柄番号表」参照）

[職業欄の例]
会社員・パート・アルバイト・自営・年金・
休職中・無職・求職中・生活保護など

入居する 方との 関係	(フリガナ) 氏名	続柄 (続柄番号)	生年月日	年間所得金額	特別控除(○で囲む)	15 15日時点の勤務先又は学校の名称及び所在地並びに勤務(開業)開始年月日	職業
① 1 2 3	トウキョウ タロウ 東京 太郎	(11)	夫 天 昭 平 令 (49 年 満 49 歳)	26~31ページで計算 3,850,000円	1老人扶養 2特定扶養 3障害者 4特別障害者 電話	所在地 福島県福島市杉妻町○-○ 名称 福島荘201号室 電話 ()	勤務(開業)開始年月日 昭和 平成 7年 4月 1日 自営業
① 2 3	コウシャ ジロウ 公社 次郎	(51)	父 天 昭 平 令 (20 年 満 77 歳)	26~31ページで計算 350,000円	1老人扶養 2特定扶養 3障害者 4特別障害者 電話	所在地 福島県福島市杉妻町○-○ 名称 福島荘201号室 電話 ()	勤務(開業)開始年月日 昭和 平成 年 月 日 年金
1 2 3	()	天 昭 平 令 (年 月 日生 歳)	26~31ページで計算 円	1老人扶養 2特定扶養 3障害者 4特別障害者 電話	所在地 福島県福島市杉妻町○-○ 名称 福島荘201号室 電話 ()	勤務(開業)開始年月日 昭和 平成 年 月 日 年金	
1 2 3	()	天 昭 平 令 (年 月 日生 歳)	26~31ページで計算 円	1老人扶養 2特定扶養 3障害者 4特別障害者 電話	所在地 福島県福島市杉妻町○-○ 名称 福島荘201号室 電話 ()	勤務(開業)開始年月日 昭和 平成 年 月 日 年金	
1 2 3	()	天 昭 平 令 (年 月 日生 歳)	26~31ページで計算 円	1老人扶養 2特定扶養 3障害者 4特別障害者 電話	所在地 福島県福島市杉妻町○-○ 名称 福島荘201号室 電話 ()	勤務(開業)開始年月日 昭和 平成 年 月 日 年金	
年間所得金額合計 (C)				4,200,000 円	特別控除金額合計 (D)	0 円	

上記13の記入上のご注意

・年間所得金額の欄は、左はじめの「入居する方との関係」が1または2である方のみ、記入してください。

・募集のご案内の199~200ページの所得計算の手順に従い、所得を2分の1にする計算をしてください。

$$\left(\begin{array}{l} \text{申込書表面(A)の額} \\ 1,000,000 \text{ 円} \end{array} \right) - \left(\begin{array}{l} \text{申込書表面(B)の額のうち} \\ \text{寡婦控除・ひとり親控除の額} \\ 0 \text{ 円} \end{array} \right) + \left(\begin{array}{l} \text{申込書裏面(C)の額} \\ 4,200,000 \text{ 円} \end{array} \right) = \left(\begin{array}{l} \text{所得額合計(E)} \\ 5,200,000 \text{ 円} \end{array} \right)$$

$$\left(\begin{array}{l} \text{所得額合計(E)を} \\ \text{2分の1にした額} \\ 2,600,000 \text{ 円} \end{array} \right) - \left(\begin{array}{l} \text{申込書表面(B)の額のうち} \\ \text{寡婦控除・ひとり親控除} \\ \text{以外の額} \\ 0 \text{ 円} \end{array} \right) + \left(\begin{array}{l} \text{申込書裏面(D)の額} \\ 0 \text{ 円} \end{array} \right) = \left(\begin{array}{l} \text{世帯の所得金額} \\ 2,600,000 \text{ 円} \end{array} \right)$$

← この額が26ページの所得基準を超える場合は
申込みできません。

⑫ 被災当時の住所

被災当時お住まいになっていた住所・同居していた人数等を記入してください。

⑬ 支援対象避難者について

12は被災の内容が「③支援対象避難者（全員避難）」（申込区分番号が401～409、413～422）と「④支援対象避難者（一部避難）」（申込区分番号が501～509、513～521、523）である方が記入するところです。

⑭ 支援対象避難者（一部避難）の方で都営住宅に入居しない方について

13は被災の内容が「④支援対象避難者（一部避難）」（申込区分番号が501～509、513～521、523）である方が記入するところです。

居住実績証明書に記載される世帯の構成員のうち、申込期間に申込者と生計を一にしている親族で、現に支援対象地域にお住まいで都営住宅に入居しない方がいる場合、その方全員を記入してください。左端の「入居する方との関係」は1～3のうちあてはまる番号に○をつけてください。

- 1 入居する方の配偶者
- 2 入居する方を扶養している方およびその配偶者
- 3 それ以外の方

続柄は、申込書の表面3の申込者から見た関係を、続柄番号表から続柄と番号を記入してください。

⑮ 支援対象避難者（一部避難の方）で都営住宅に入居しない方の特別控除について

支援対象地域にお住まいの方の特別控除は、都営住宅に入居する方の被扶養者である場合に限り対象となります。

⑯ 差引所得金額

27～32ページ、199～200ページをお確かめのうえ、世帯の所得金額を計算してください。

